

議会を変えよう！ 市政を変えよう！

ふじしろ政夫の議会だより

発行 ふじしろ政夫と共に市政を変える会

ニュース06年3月号

〒273-0122 鎌ヶ谷市東初富5-24-50

TEL 047-445-9144 (Fax兼用)

Eメール masao.fujishiro@zc.wakwak.com



3月議会に臨んで

ふじしろ 政夫

地方分権一括法(1999)以降、地方分権 ⇒ 住民自治実現の為、全国の色々な街で、試行錯誤がつづけられています。宮城県：障がい者を施設から地域へ、志木市：行政パートナー・市民委員会制度、ニセコ町：まちづくり基本条例、矢祭町：住基ネット拒否、合併しない宣言 などなど。

私達のまち鎌ヶ谷市でも、市民と行政の“協働”をキーワードにして、市民が主役の街づくりが始まっております。“くらしの道ゾーン”(国土交通省)における市民と行政との協働・ワークショップによる交通の安全、歩く人が安全で安心して暮らせる道づくりが進められ、全国から注目されています。

図書館の運営への民間活力の導入による市民サービスの向上と経費の削減。地域福祉計画実現の為に全市的なボランティア活動の必要性が語られています。

住民自治のまちづくりへ向けた施策がさらに展開されていくのか、2006年度予算を審議する今回の議会は重要な議会となります。内実のある広域交流拠点にならなければ意味がありません。ちいちゃな子供も、高齢者も、女性も、若者も 皆キラリと輝く鎌ヶ谷を創っていきましょう。

§3月議会の予定

2月23日開会 ————— 3月20日閉会
2月27・28日 3月1日 一般質問
3月2日 代表質問 3/3 3/6 常任委員会
3月7・8日 予算委員会



ふじしろ政夫の一般質問

3月1日

10:30 頃

《主な議案》

- ☆ 犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを実現するための施策の基本事項を定める条例の制定 (議案第3号)
- ☆ 商工業振興条例の制定： 商工業の振興は地域社会の健全で一体的なまちづくりを推進する。(議案第4号)
- ☆ 平成17年度補正予算 (議案10号、11号、12号、13号、14号)
- ☆ 平成18年度予算 (議案15号～19号)
 - ・ (仮称) 男女共同参画推進センター設置事業 (208万円)
 - ・ 洪水ハザードマップ作成事業 (897万円)
 - ・ 民間保育所の整備 (定員90名) 助成事業 (4000万円)
 - ・ 乳幼児医療費助成
通院対象を3才未満から4才未満に、入院対象を就学前までに助成の拡大 (9500万円)
 - ・ AED (自動体外式除細動器) を購入し、市庁舎、総合福祉センター、市民体育館に設置 (208万円)
 - ・ (仮) 国史跡小金中野牧の込め跡整備事業 (600万円)



ふじしろ政夫の

一般質問 (予定)

3 / 1 10:30~

①「野馬土手」はなぜ壊されるのか？

——稲荷三叉路から東武団地への道路整備——

- ・「くらしの道ゾーン」東初富地区のねらいは？
- ・何故道路整備で野馬土手をとり崩すのか？
- ・小金中野牧込め跡（まごめ捕込）を国の文化財指定にする動きは？
- ・鎌ヶ谷市の“文化財”行政とまちづくりは？



②生活排水処理における流域下水道と合併浄化槽

——汚水処理と環境の保全——

- ・生活排水処理において、下水道と合併浄化槽の位置づけは？
- ・鎌ヶ谷市の汚水適正処理構想は？
- ・江戸川左岸の下水道の進捗状況は？
- ・合併浄化槽と単独浄化槽の現状は？
- ・浄化槽のメリット・デメリットは？
- ・流域下水道のメリット・デメリットは？

“差別禁止法”の制定に向けて

——障がいのある人に対する合理的配慮義務——

障がい者差別を禁止する法律の制定が求められて（2001年国連人権規約委員会が日本政府へ勧告、日弁連人権擁護大会で決議）ありますが、まだ法案も出されておられません。

06年1月14日には、日弁連の第一次試案をもとに、弁護士、内閣府、経団連、障がい者当事者、堂本千葉県知事、大学教授等によるシンポジウムが開催されました。

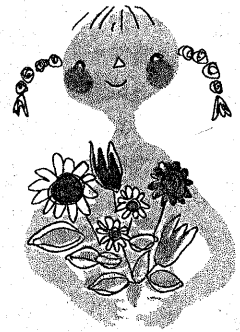
障がい者基本法の改正（2004）で、差別禁止が規定されましたが、あくまで理念規定である（判例）ので、一日も早い具体的な禁止法の制定が要請されております。

“差別”の規定として、①障がいを理由に区別・排除・制限することと同時に、②障がいのある人に対して合理的な配慮を行わない場合も、これを差別として、なくしていこうという内容で試案はつくられています。

千葉県の「障がい者差別をなくすための条例」（案）と同じく二つの観点から障がい者差別をなくしていこうとするものです。

ハンディキャップのある人に対しては、ない人と同様に活動できる様に“合理的配慮を行う必要がある”それを行わない場合は一種の差別である（例えば聴覚障がい者へ手話、要約筆記を用意しないこと）という観点が提起されました。

内閣府の長門氏からは「憲法14条（法の下での平等）、民法、障害者基本法を駆使すれば対応ができるのでは…」と、又、経団連の輪島氏からは「障害者雇用促進法（雇用）と自立支援法（福祉）とで雇用をどう実現していくのが今の課題であり、差別禁止まで入り込めていない」と現状が語られました。障がいのある人もない人も、誰もがありのままに、その人らしく地域で暮らしていける為に…支援の客体でなく、権利主体としての障がい者が文字どおり自立していける為に…、障がいを理由に差別されることのない社会を実現していく為には、禁止法（禁止条例）の制定が急務であることが確認されたシンポジウムでした。



お知らせ



☆ World Peace Now 3.18

3 / 18 (土)

日比谷野音

☆ 「小田実&小森陽一憲法9条を語る」(予定)

5 / 4 (木) 14:00 ~

船橋市民文化ホール

主催：千葉地方議員ネット



§ きょうどう事務所トライ(予定) §

☆ 法律無料弁護士相談 (要予約-ふじしろまで)

3月18日(土) 13:00 ~

☆ 子供教育心理相談(要予約-ふじしろまで)

3月25日(土) 13:00 ~

☆ 暮楽会 3/3(金) 3/17(金) 3/31(金)

13:00 ~

☆ 数学教室 毎週 月・火曜日

19:00 ~ 21:00

新中1 ~ 中3

